

議案第73号

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和7年9月1日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項」を「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。